

議事要旨(2) 実務対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂主席研究員（専門委員長）より、信託を利用した従業員への自社株式の付与スキームについて実務対応専門委員会において検討しており、その内容について審議いただきたい旨の説明がなされた。また、西村専門研究員より、説明資料[審議事項(2)－1]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、どのようなスキームであれば、総額法が適用となるのかという議論がなされているのであれば教えていただきたい旨の質問があった。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 自益信託については、実務対応報告第23号において、一定の整理がなされているが、他益信託については自益信託のような包括的な整理はされていない。連結論点整理の脚注10についても特定のスキームについての考え方についての提案であり、この考え方が他益信託全体に適用されるのかという点では議論はなされていない。今回も、どのような形で取り扱えばばらつきが収まるのかという点で検討しているので、他益信託全体の整理がなされるまでには至らないのではないかと考えている。
- ある委員より、次の質問及び意見があった。
 - ・ 法律上の論点について、「検討の対象としない予定である」と、検討することに含みを残した表現としていることについて、何か意図はあるのか。
 - ・ 「従業員持株会に自社株式を譲渡するスキーム」の案1の処理について、信託から処分差益を預り金として処理することとしているが、処分差損となった場合はマイナスになることも想定される。したがって、ここでの預り金は未決算勘定の性格を有するものと考えれば良いのか。
 - ・ 案2のデメリットの中に「信託における売却損益は、契約上、従業員に帰属する」との記載があるが、売却益が出た場合は従業員に帰属するが、売却損が出た場合は会社に負担が生じるというスキームであるので、スキームの途中では最終的に従業員に帰属するかどうかは未確定であり、その点を踏まえると、表現の工夫が必要ではないか。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 法律がどのように関係していくのかという点は会計処理の検討にあたって考慮していくというのがこの記載の趣旨である。ASBJが法律上の解釈ができないことは自明であり、特に含みを持たせている訳ではない。
 - ・ 案1における預り金の性格については、処分差益が出た場合には当該処分差益は従業員に帰属するということを踏まえて「預り金」の科目を使用している。常に処分差益

が生じる訳ではないということはその通りであり、実務では処分差額を仮勘定ととらえて「信託口」等の勘定を用いている場合があるようにも聞いている。

- ・ 処分差額が最終的に差益になるのか差損になるのかは途中段階では未確定であるというのはその通りであり、最終的に会社が負担することが見込まれる場合にはスキームの途中段階では引当金を計上することも実務では行われているように聞いている。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 「従業員持株会に自社株式を譲渡するスキーム」については、従業員持株会が買うという意味があつて初めて成立するスキームであることを踏まえると、「信託における売却損益は、契約上、従業員に帰属する」のかは途中段階では不明確であり、会計処理上従業員に帰属しないこととなる点が案2のデメリットといえるのかどうか疑問である。仮に従業員持株会が自社株式を購入せず、預り金が残った状態のままスキームが終了した場合、この預り金は誰に帰属するのか。
- 上記の委員の意見及び質問に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ スキーム上は従業員持株会が自社株式を購入しないということは余り想定していないが、信託の契約上は、仮に預り金が残った状態でスキームが終了した場合は従業員に帰属することになる。
 - ・ 案2のデメリットは、預り金が従業員に帰属するという信託の契約とは違う経済実態として会計上はとらえているという趣旨で記載したものである。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 「従業員持株会に自社株式を譲渡するスキーム」については、連結論点整理脚注10を前提として会計基準上は考えるのが良いのではないか。それを前提とすれば、案2の方が整合性が取れると感じている。
 - ・ 「受給権を付与された従業員に自社株式を給付するスキーム」の「スキーム開始後の追加負担の可能性により切り分ける」案については、考え方としてはわかりやすいが実務的にきれいな切り分けが可能か懸念している。実務対応ができるような形で、切り分け案をもう少し検討していただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 「受給権を付与された従業員に自社株式を給付するスキーム」については、全てのスキームを単一の経済的な性質と考えて議論すると混乱するので、何らかの整理が必要という考え方で切り分け案を出している。あまりルールベースになるのも良くないが、ばらつきが生じる懸念があることは理解しているので、何らかのガイダンスが必要と考えている。

以上